（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の四第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置による損金算入の額についても報告しなければならない。

2　租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

3　租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の十二の七第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4　［略］

様式第十八の十七（第11条の19第１項関係）

［略］

（記載要領）

１．～３．［略］

４．その他

(1)　過去に法第21条の28第２項の確認を受けたことがない旨を記載する。認定通算親法人又は認定通算子法人（それぞれ情報技術事業適応特例基準に規定する「認定通算親法人」又は「認定通算子法人」をいう。）の場合は、認定通算親法人又は認定通算子法人（以下「認定通算親法人等」という。）及び当該認定通算親法人等との間に通算完全支配関係がある他の認定通算親法人又は認定通算子法人が当該確認を受けたことがない旨を記載する。

(2)　［略］

［略］

様式第三十七（第33条関係）

［略］

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第37条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

［略］

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の四第一項又は第六十八条の九十六の二第一項の法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置による損金算入の額についても報告しなければならない。

2　租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項若しくは第六十八条の十五の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

3　租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の十二の七第三項若しくは第六項若しくは第六十八条の十五の七第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4　［略］

様式第十八の十七（第11条の19第１項関係）

［略］

（記載要領）

１．～３．［略］

４．その他

(1)　過去に法第21条の28第２項の確認を受けたことがない旨を記載する。認定連結親法人又は認定連結子法人（それぞれ情報技術事業適応特例基準に規定する「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」をいう。）の場合は、認定連結親法人又は認定連結子法人（以下「認定連結親法人等」という。）及び当該認定連結親法人等との間に連結完全支配関係がある他の認定連結親法人又は認定連結子法人が当該確認を受けたことがない旨を記載する。

(2)　［略］

［略］

様式第三十七（第33条関係）

［略］

指定金融機関の指定を受けたいので、産業競争力強化法第39条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

［略］